

議会運営委員会 会議録

日 時 令和3年5月10日（月曜日）

午前10時00分開会，午前11時26分閉会

場 所 第3委員会室

日 程

1 開 会

2 委員長挨拶

3 議長挨拶

4 協議事項

(1) 令和3年第1回臨時会の運営について

① 日程について

② 上程される議案等について

ア 報 告（ 8件）

イ 補正予算（ 1件）

(2) 会派の異動と結成について

(3) 茨城版コロナNextの対策Stageに対応した議会の運営方法について

(4) 議会運営委員会委員の改選について

(5) 常任委員会委員について（総務市民・文教厚生・産業建設委員会）

(6) 第2回定例会に向けたペーパーレスの推進について

(7) 年間を通じた服装調節について

(8) その他

5 閉 会

出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 吉田 千鶴子

委 員 吉田 博史

委 員 矢口 清

委 員 鈴木 一彦

委 員 塚原 圭二

委 員 勝田 達也

欠席委員（0名）

その他出席した者

議長 小坂 博
副議長 島岡 宏明

説明のため出席した者（5名）

副市長 東郷 和男
副市長 栗原 正夫
市長公室長 川村 正明
財政課長 山口 正通
財政課財政係長 小神野 昭博

事務局職員出席者

局長 小松澤 文雄
次長 天貝 健一
係長 小野 聡
主任 津久井 麻美子
主任 松本 裕司
主幹 鈴木 優大

傍聴者（0名）

○海老原委員長 おはようございます。ただ今より議会運営委員会を開会いたします。傍聴はありませんね。

（「ありません」との声あり）

○海老原委員長 では、議長の方からご挨拶願います。

○小坂議長 おはようございます。議会運営委員会の開催誠にありがとうございます。4点ほど協議していただきたいことがありますのでよろしくお願いいたします。一つ目は茨城版コロナNextの対策Stageに対応した議会運営についてと、2つ目は議会運営委員会委員が任期が満了になります。3つ目は常任委員会委員の再任ということでございます。4点目は年間を通した服装調節について協議していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 それでは、早速、協議事項に入ります。協議事項1、令和3年第1回臨時会の日程(案)について、協議をお願いします。執行部から説明をお願いします。

○東郷副市長 5月14日金曜日ですけど臨時会をお願いしたいということでございます。なお、開会前に全員協議会の開催もお願いしたいと思います。コロナワクチンの接種についてご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

○海老原委員長 ただ今の件で、何かご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 1点。そのときにワクチン接種の予約の説明はあるのかな。

○東郷副市長 はい。

○海老原委員長 それでは、第1回臨時会の日程については、執行部説明のとおりといたします。次に、上程される議案等の説明をお願いします。まず、報告について、執行部から説明をお願いします。

○川村市長公室長 令和3年第1回臨時会の議案等概要につきまして、ご説明いたします。サイドブックスの本会議、令和3年、第1回臨時会、事前配布資料、令和3年度議案概要5月臨時会をお開きください。表紙をご覧ください。今回の提出案件は、報告8件、議案1件、合わせて9件でございます。2ページをお願いいたします。提出案件の一覧でございます。報告といたしまして、専決処分8件、議案といたしまして、補正予算1件、合計9件でございます。3ページをお願いいたします。専決処分8件につきまして、順次ご説明いたします。報告第8号土浦市税条例等の一部改正についての専決処分の承認につきましては、地方税法等の一部改正に伴い改正するもので、市民税関係では、住宅ローン控除の期間の特例措置に係る改正などであり、軽自動車関係では、環境性能割の税率区分の見直し、及び、臨時的軽減措置を延長する改正、また、自家用の軽自動車について、燃費性能等に応じて課税される種別割の対象を重点化したうえで2年間延長する改正、固定資産税及び都市計画税関係では、現行の土地に係る税負担調整措置について、適用年度を延長する改正、及び、令和3年度に限り、課税標準額が増加する土地について、前年度の課税標準額に据え置く措置を講じるなどの改正でございます。報告第9号土浦市国民健康保険税条例の一部改正についての専決処分の承認につきましては、東日本大震災による原発避難者への減免申請について、申請期限を設けない特例措置を延長する改正及び新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る減免申請について、申請期限を設けない特例措置の延長などの改正でございます。以上2件の条例改正につきましては、いずれも法改正が昨年度末に実施されたものであり、また、本年4月1日から施行する必要性がありましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日に専決処分したものでございます。4ページをお願いいたします。報告第10号 令和2年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算第4回の専決処分の承認についてでございます。予算総括表をご覧ください。歳入・歳出それぞれ490万円を追加し、後期高齢者医療特別会計の総額を20億593万4,000円とするものでございます。内容については、下の概要をご覧ください。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、市が徴収した保険料等については、茨城県後期高齢者医療広域連合に納付することになっておりますが、想定していた額より、保険料徴収額が増加したことから、納付金を増額補正するものでございます。本件については、納付金額が確定した、3月31日に専決処分したものでございます。次に、報告第11号令和3年度一般会計補正予算第1回の専決処分の承認についてでございます。一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入・歳出それぞれ、100万円を追加し、総額を497億2,100万円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の増でございます。歳出につきましては、下段の補正予算概要をご覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、国のワクチン接種記録システムとの連動を図るため、既存の予防接種台帳システムを改修するものでございます。事業費の10分の10が補助されることから、歳入に国

庫補助金を同額計上するものでございます。ワクチン接種体制の早急な確保が必要となることから、4月1日付専決処分したものでございます。なお、議案等概要には掲載されておりませんが、常総市にございます、中学校の夜間学級に本市在住者が就学しており、夜間学級の運営並びに就学に必要な経費を本市が負担することとなりましたが、令和3年度の負担金の支払いが令和4年9月以降となっており、負担金支出の義務が令和4年度に発生することから、債務負担行為の設定について、覚書・協定の締結について4月1日付で専決処分しております。5ページをお願いいたします。報告第12号令和3年度一般会計補正予算第2回の専決処分の承認については、下の一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入歳出それぞれ、1億967万1,000円を追加し、総額を498億3,067万1,000円とするものでございます。内容につきましては、その下、補正予算概要をご覧ください。3款民生費、2項児童福祉費、4目母子父子福祉費、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯分支給事業については、新型コロナウイルス感染症により、生活に影響を受けている低所得のひとり親世帯に対し、生活支援を行うための給付金を支給する事業でございます。事業費の10分の10が補助されることから、歳入に国庫補助金を同額計上するものでございます。本件については、国からの当該給付金についての実施通知が発出された、4月7日に専決処分したものでございます。以上3件の補正予算につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づき、ご承認をお願いするものでございます。次に、和解に係る報告でございます。報告第13号、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、小山崎75号線を自動車で行中、車道を横断する側溝に設置されたグレーチングが跳ね上がり、車両の一部が破損したことによる和解であり、6ページをお願いします。報告第14号道路管理瑕疵に係る物損事故の和解につきましては、神立295号線を自動車で行中、車道上の陥没個所に車体が接触し、車両の一部が破損したことによる和解でございます。以上2件の報告につきましては、いずれも、和解成立日に専決処分を行ったものであり、地方自治法第180条の規定により報告するものでございます。次に、報告第15号、農業集落排水事業特別会計における消費税の算定誤りに係る損害賠償の報告については、土浦税務署の税務調査により、平成27年度から令和元年度における、消費税及び地方消費税の算定の一部に誤りが発見され追加納税が生じたものであり、事務処理が整った3月23日に専決処分したもので、地方自治法第180条の規定により報告するものでございます。以上で報告案件の説明を終わります。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 では次に、補正予算について、説明をお願いします。

○川村市長公室長 7ページをお願いいたします。続きまして、議案の説明をさせていただきます。議案第37号令和3年度一般会計補正予算第3回につきましては、一般会計歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出それぞれ10億3,642万8,000円を追加し、総額を508億6,709万9,000円とするものでございます。歳入には、使用料及び手数料、国庫支出金、繰越金の計上でございます。具体的な内容は、8ページの概要をご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、5目広報広聴費には、項目が2つございます。1点目の広報広聴費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起や啓発をデジタルサイネージディスプレイ等を用いて行うための経費の計上であり、財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当するものでございます。2点目の、移住定住促進事業は、都心から

の移住先の候補地としてPRするためのテレワーク移住体験ツアーを実施する費用の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。8目財産管理費契約事務関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、行政手続き上の接触の機会を減らすことで、感染拡大防止を図るため、茨城県の電子申請を活用して入札参加受付を行うシステム加入に伴う負担金の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。9目企画費企画費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染症の収束を見据えた新たな観光コンテンツの掘り起こしを図るイベントとして、機動警察パトレイバー企画展の開催やバイクアンドキャンプの開催補助金の計上で、財源として、企画展の観覧料及び地方創生臨時交付金を充当するものでございます。10目事務管理費事務管理費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、行政のデジタル化に向けた、押印省略に係る例規整備のための経費の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。13目国際交流費多文化共生推進事業は、新型コロナウイルス感染症に関する情報が伝わりづらい外国人市民への生活支援を行うため、多言語の通訳員・翻訳員の配置に伴う費用や多言語翻訳アプリを整備するための費用の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。14目男女共同参画推進費女性の専門職資格取得支援事業は、新型コロナウイルス感染症により、生活に影響を受けた女性に対し、キャリアアップの機会を提供することを目的に、資格取得の経費に対する補助金を計上するもので、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。9ページをお願いいたします。2項徴税費、3目徴収費徴収費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、窓口に来ることなく、ネット上から24時間365日、口座振替申請及び登録ができるサービス導入のための費用の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。3項1目戸籍住民基本台帳費戸籍住民基本台帳関係事業は、マイナンバーカード取得者が、スマートフォンのマイナンバーカード読み取りアプリを使い、来庁せずに転出届や住民票及び印鑑登録証明書の取得が可能となるスマート申請に伴う経費の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。3款民生費、2項児童福祉費、5目保育所費保育所等新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業は、公立保育所における感染症拡大防止のため、消毒液等の購入費用の計上で、財源として、国庫補助金の外、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。6目私立保育園費保育所等新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金事業は、民間保育所等における、感染症拡大防止のため、消毒液等の購入費用の計上で、財源として、国庫補助金の外、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチンの接種体制を確保するため、市民接種に協力する医療機関に対する支援金の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。5款農林水産業費、1項農業費3目農業振興費土浦市ふるさと学生応援事業は、感染症の影響により、授業や帰省等が一部制限されながらも学業に励む、本市出身で県外在住の学生に対し、郷土意識の醸成を図り、卒業後のUターンのきっかけを作ることなどを目的に、土浦ブランド認定品等を贈呈する費用の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費は、2つ項目がございます。1点目のプレミアム付商品券発行事業は、感染症の影響により、低迷している地域経済の再生、活性化を図るためのプレミアム付商品券の発行に係る費用の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。なお、今回は、1万円で2万円分の商品券が購入できるプレミアム率100%とするものでございます。2点目の緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金支給事業は、茨城県が、独自に発出した

緊急事態宣言に伴い、売り上げの急減に直面する市内事業者に対し、事業継続を支援するための一時支援金の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。10ページをお願いします。7款土木費、4項都市計画費、9目公園費都市公園修繕事業は、感染症対策事業として実施する、亀城公園内トイレの便器交換工事に合わせて、トイレの内外装改修工事を実施する経費の計上でございます。今回は、小便器の改修、多目的トイレ改修、トイレ内外塗装、照明増設、床タイル張替。10目霞ヶ浦総合公園整備事業費霞ヶ浦総合公園関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染症対策として、霞ヶ浦総合公園内に洗い場を設置するための費用の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費<教育振興費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染症の影響による、修学旅行の延期・日程変更に伴い、旅行業者に支払う取消料について、保護者の経済的負担の軽減を図るための補償金の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。6項保健体育費、3目体育施設費体育施設等新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染症対策として、川口運動公園内トイレの便器交換に合わせて実施する、トイレの内装改修工事費の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○海老原委員長 ただ今の説明で何かありますか。

○鈴木委員 勉強不足で大変申し訳ないのですが、この機動警察パトレイバーというのは何なんですか。

○川村市長公室長 機動警察パトレイバーですけど、1988年、昭和63年に登場した漫画、アニメでございまして、映画化もされております。内容は汎用多足歩行型作業機械というんですが、人が乗って活動する機械、ロボットみたいなものをレイバーといっているのですが、このレイバーが普及をしてきたと。それに伴ってレイバーを使用した犯罪行為が多発してきたので、警視庁の中にレイバー犯罪を取り締まるため、専門の特殊部隊にレイバーを導入したんですね。これが、パトロールレイバー、通称パトレイバーといいます。物語中、シャフトエンタープライズジャパン土浦研究所というのが出てきます。そのことから土浦とつながるといって企画をしたものでございます。

○鈴木委員 作者の人が土浦市出身ということではない。

○川村市長公室長 そういうわけではないようでございます。

○鈴木委員 土浦研究所があるから企画展と。

○川村公室長 一部マニアの中では有名な話のようです。

○鈴木委員 それはそれでいいのですが、3,000人の予定で歳入の方を組んでいくようなんですが、一気に3,000人を一箇所に集めるのではなくて、何か所か。これどういう計算で3,000人になってのですか。

○川村市長公室長 実は同じ企画展なんですけど、昨年度新潟市で実施しておりまして、そのときには4,000人が来たといわれております。それに負けないように土浦でも人を集めたいものですから、大枠で3,000人程度と見込んでおります。

○鈴木委員 コロナ対策の部分で、たくさん人を集める事業で、本来土浦が大事にしなければならぬマラソンをやめたり、花火がどうなるかわからない状況の中で大丈夫なんですかという聞き方しかできないんですけど。

○川村市長公室長 実際この企画展の開催は10月か11月頃を予定しております。期間としては約一ヶ月間として実施したいと思っております。コロナの今後の状況による

のかなと思っております。

○吉田（博）委員 歳入でいわゆる地方創生の臨時交付金、国庫支出金ということで4億とかやって繰越金6億を使うんだけど、昨年度も当初市の方で繰越金を充当させて、あとから国から来るというケースがあったんだけどこれはどうなの。

○川村市長公室長 今回現時点で国から示されております臨時交付金総額を6億超えているという見方でございます。既に1次、2次、3次合計で17億4,200万円が本市に充当されることになっておりまして、既にそれを6億上回った事業に充当しているというようなことでございます。現時点では17億4,200万円以外の交付金があるというのはございません。

○吉田（博）委員 繰越金は繰越金で市の令和2年の繰越金を充当するという理解で良いんだね。

○川村市長公室長 令和2年度からの繰越金を充当するということでございます。

○勝田委員 繰り返しになって申し訳ないのですが、パトレイバーの企画の件なんですけど、これはなかなか財政が厳しい中、714万円の予算が計上されていますが、何を期待して、これは今後も続けるのですか。それとも単発イベントですか。あと、この企画はどういう経緯で、誰が持ってきたんですか。正直パトレイバーというのはかなり前の話でして最近の話でもないし、土浦研究所あるよと初めて聞いたものですから、刀剣とか博物館でやった戦国BASARAのように土浦と継続的に関係を持てるようなものとは思えないと私は思うものですから、どのように捉えているのですか。

○川村市長公室長 まず企画展の発想ですけど、職員が発想したものでございます。企画課の職員が企画をしまして、できれば継続するような形で持って行ければと考えてはおりますが、なかなかそれも難しいのかなと思います。とりあえず今年度実施できればやってみます。その状況を見ていきたいと思います。

○勝田委員 具体的に経済効果などを予測しているからやるということによろしいですか。市のためになるんだということなんですかね。

○川村市長公室長 実際土浦研究所がある土浦市を知っていただいていたことと、経済効果。こちらも考えているところであります。

○勝田委員 また具体的にになったら聞きます。

○吉田（千）副委員長 2点ほどお伺いします。文化共生推進事業なんですけど、人材派遣委託料なんですけど、何名くらい考えていますか。

○川村市長公室長 3カ国語から5カ国語、各1名を日替わりで配置する予定でございます。

○吉田（千）副委員長 それからその下の女性の専門資格取得支援事業なんですけど、資格取得にかかる補助金という状況なんですけど、どのような資格が考えておられるのかもわかりましたら教えてください。

○川村市長公室長 対象となる資格ですが、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座で取得可能な国家資格、公的資格、民間資格などを想定しております。講座受講料、受験料、授業料、入学金、資格の登録料などの2分の1で上限5万円というように想定しており

ます。具体的に資格を申し上げますと、介護福祉士とか社会福祉士、調理師、保育士、医療事務、インテリアコーディネーター、ファイナンシャルプランナーなどでございます。

○海老原委員長 その他ございませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 以上で、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。

<執行部 退席>

○海老原委員長 それでは、次に、協議事項2会派の異動と結成について報告をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 本年4月1日付けで会派の異動1件と新たな結成1件の届け出がありましたのでご報告いたします。資料3をお開きください。1番から順に所属人数と届け出順に記載しております。この度、届け出があったものは、3番の政新会が6名から3名への所属議員の異動の届け出、それから4番の新風会が新たに結成され届け出があったものでございます。以上でございます。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、協議事項3茨城版コロナNextの対策Stageに対応した議会の運営方法について、ご協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 冒頭、議長から発言のあった件についてご協議いただくものでございます。まず初めに資料4の2をお開きください。右上の日付に誤りがありますが、本年第1回定例会から運用されているものです。一般質問につきましてはステージ3と4がドント方式で8名以内、ステージ2が12名以内、ステージ1が従来通りでありました。また、議場への出席者につきましては、出席者の間にアクリル板を設置したことから従来通りとしたところでございます。それでは4の1をお開きください。現在はステージ3に該当しており網掛け部分がステージ3の運営方法でございます。今回の変更案は、太字部分でございまして、一般質問においてこれまでステージ3の場合質問者数が8名、ステージ2では12名であったものを、ステージ3と2共に人数制限を撤廃した上で、質問時間を質問方式に拘らず答弁を含め60分としてはいかがかというものでございます。これには2つの理由がありまして、1つが常態化しているコロナ禍の中であっても議員の役割を果たす必要があることから、多くの議員に質問の機会を設けること、2つ目がコロナ前の平常時の質問者数が13名前後だったことに鑑み、これまでの12名と同じような人数でありますので、換気をこまめに行うために質問時間を60分に短縮すると、議会運営としては、長くても一般質問は二日半で終わる計算になり、12名の場合と時間的には変わらないものと考えております。また、議場への一般質問の時の出席者につきましては、先程申し上げた通り制限を撤廃いたしました。しかしながら、

ステージ4における感染状況というものを我々は経験していないことを鑑みますと制限を設けないことに疑問がありますことから、ステージ4においては人数制限を行うよう対応を元に戻す提案でございます。これにつきましては事務局の思慮が足らなかったものであります、申し訳ございませんでした。もう一点が表の下から2番目の委員会の開催方法についてです。これまでステージ3以上の場合は原則第1委員会室で開催し、第3委員会室を執行部の控室にする運営をするとともに、ステージ2以下の場合は身体的距離を確保する運営方法を選択することとなっております。今回変更の検討をお願いしたいのは、ステージ3であっても臨時会に限ってステージ2以下の対応をとれるようにするというものでございます。今回の臨時会のように補正予算の審議がある場合は、予算決算委員会を何度も開くことから、閉会までに相応の時間が掛かかってしまいます。これは感染防止の観点からは好ましくないことから、ステージ2以下の運営方法を準用して一堂に会する時間を少しでも短縮しようとするものでございます。次に資料4の3をお開きください。会派の構成に変更があったことからドント方式による一般質問者数の確認をさせていただきます。先ほどご説明いたしましたステージ4の場合の質問者数の割り振りでございまして、表の一番下の合計欄に記載の通り郁政クラブが3名で、その他の会派は1名ずつということになります。以上です。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 今説明の中で4の1か。委員会の開催で臨時会に限る。同時開催も可能ということですけど、今回の臨時会については決定しているので、1日1委員会ということ。

○天貝事務局次長 今回の臨時会につきましては、補正予算が先ほど説明されましたように、説明者が各課多岐にわたっておりますので、それ相応の時間がかかると思われま。そうしたことから、今回の金曜日の臨時会から適用と事務局では考えております。

○海老原委員長 事前は関係ない。

○天貝事務局次長 事前は関係ございません。

○鈴木委員 臨時会の開催の合間に委員会が開催されるわけですね。それが時間を区切ってやるということですか。

○天貝事務局次長 できればそれがベストでこちらに書いてありますように第1委員会室でやるのですが、臨時会の場合は1日に予算決算委員会の全体会。まず歳入を開いて、そのあと各分科会に分かれてやっていって、また全体会をやると。報告書のとりまとめがありそれ相応の時間がかかってしまいます。おそらく今回は夕方くらいまでかかるかと考えておまして、皆さんの拘束時間が長くなります。自ずと感染率が高くなりますので、こちらに記載のように身体的な距離を確保できるのであれば、ステージ2以下の運営方法を臨時会に限って準用してはいかがかと考えております。

○海老原委員長 よろしいですか。

(「異議なし」の声有り)

○海老原委員長 運営については本臨時会から始めるということで。次に、協議事項4

議会運営委員会委員の選任について、協議をお願いします。事務局から説明願います。

○天貝事務局次長 議会運営委員会委員の任期につきましては委員会条例第3条で2年と規定されております。委員の皆さまは令和元年5月21日の初議会において選任されておりますので、現在任期途中ではありますが、第2回定例会では新たに指名する必要がでて参りますことから、本日、前倒して各会派からの選出人数についてご協議いただくものです。まずこれまでの議会運営委員会委員の会派構成の決定方法についてご説明いたします。資料5をお願いいたします。1ページが平成29年会派構成で、2ページが令和元年のものでございます。先例によりまして会派の所属議員4名につき1名選出することを基本としております。1ページの29年をお開きください。各会派の所属議員数を4で割った確定人数が表の左から3番目のaに当たる部分で、網掛け部分、創政会が3人確定、明政会・公明党が1人確定、新風会以下は所属議員が4人に満たないことから0で、確定分合計が5人であります。そうしますとあと2人をどうするか協議したわけでありましたが、1つ右側の列にありますようにaの各会派の確定人数にそれぞれ1名を加えた場合の議運委員1人当たりの所属議員数を算出します。この数字がいわゆる会派の代表としての負担の度合いということになります。その結果、協議分として負担度合いの高い3.2人の創政会と2.5人の明政会から1名ずつ選出することとなりました。次に2ページをお願いいたします。令和元年は、aの確定分の合計が4名でありますので、残りの3名について協議を行ってございます。先ほどと同様に会派代表としての負担度合いを算出しますと郁政クラブが3.333人、政新会が3人、以下ご覧の通りとなり、負担度合いの高い郁政クラブから2名、政新会から1名を選出しております。郁政クラブから2名選出したのは何故かと申しますと、1名を選出しても尚、他の会派よりも負担度合いが高いことからであります。それでは3ページをお開きください。先ほどご説明いたしました会派の変更を反映させた資料でございます。まず先例の所属議員4名につき1名を選出することを基本としますとaの確定分が記載の通り郁政クラブが2人、公明党が1人、その他の会派が0人で合計3人になります。そうしますと残り4人の選出についてご協議いただくこととなります。因みに会派代表としての負担度合いは郁政クラブが3.67人、公明党が2人、政新会・新風会が3人、以下ご覧の通りとなります。ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。いかがしますか。残り4人をですね郁政クラブが2、公明党さんが0、政新会さん1、新風会さん1、共産党さん0、市民ネットが0ということになります。この通りでよろしいですか。

○吉田（博）委員 いいんじゃないか。

（異議なしの声あり）

○海老原委員長 それでは、郁政クラブ4名、公明党1名、政新会1名、新風会1名ということで、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。議会運営委員選任までの流れを事務局説明願います。

○**天貝事務局次長** 各会派から選出いただく人数が決定しましたので、各会派の会長に選出届の書類を配布いたします。その届け出を5月26日までに議長に提出いただきたいと存じます。次に今回は全協で報告をしておりますので、今回も第2回定例会の初日の全協で報告した上で、慣例通り定例会の最終日に議長が指名する運びとなります。そして、議会閉会后、直ちに議会運営委員会を開催し正副委員長を選出いただく流れになります。

○**海老原委員長** 次に、協議事項5 常任委員会委員について協議をお願いします。事務局から説明願います。

○**天貝事務局次長** 常任委員会の委員につきましては、先程の議会運営委員会委員と同様に現在任期途中ではありますが、第2回定例会で改めて指名する必要があることから前倒しでご協議いただくものです。資料6をお開きください。改選前の平成31年3月5日の全員協議会において常任委員会委員について、当時の議会運営委員会委員長から報告があったものの抜粋でございます。3ページをお開きください。中段の中略以下を朗読させていただきます。次に協議事項5 常任委員会委員の任期についてでございますが、海老原議長から、他の委員会のことを理解するためにも、常任委員会を必ず2年ごとに交代してはとの提案があったのもありますが、今回、全議員で構成する予算特別委員会を設置することにより、所属する常任委員会以外の部分についても触れる機会ができたことから、この議論はここまでとし、必要があれば改選後に議論していくことといたしました。なお、改選後の話しとなりますが、同一委員会に所属できるのは、2期8年を限度とする先例がありますが、2年前に「4つの委員会が3つになりました。全ての委員会所属がリセットされたということで、改選後の5月から、改めて、カウントすることといたしましたので、よろしく願いいたします。というあとに委員長より質問はありませんかということでしたが特にございませんでした。それでは議会運営委員長の説明のとおり、よろしく願いいたします。」と結んでおります。こうした経緯と冒頭の議長の発言を踏まえまして現在の常任委員会委員を再任する方向でよろしいかご協議をお願いいたします。私からは以上でございます。

○**海老原委員長** 皆さんからご意見をお伺いいたします。

○**吉田（博）委員** それでいいよ。

○**海老原委員長** ではよろしいですか。

（異議なしとの声あり）

○**海老原委員長** それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に、協議事項6 第2回定例会に向けたペーパーレスの推進についてをお願いします。事務局から説明願います。

○**天貝事務局次長** ペーパーレスのスケジュールについて改めて確認をさせていただきます。今回の臨時会を含めまして5月末の事前委員会まではペーパーとの併用期間として行っていくこととなっておりますが、6月定例会から完全ペーパーレスに移行することから、定例会で使用する資料等につきましてはサイドボックスへの搭載のみとなります。つきましては6月定例会で使用する議案等の事前配布文書につきましてもペーパー

一ではなくデータのみとなりますのでタブレットでご確認いただきますようお願いいたします。それでは資料7をお開きください。定例会で配布する文書の配布方法一覧でございます。まず、左上の事前配布文書の表ですが、全協の通知文や一般質問等の発言通告書の提出に係る通知文及び定例会の招集通知につきましては、通知文ですのでメールでタブレットに送信いたします。それ以下の議案の概要や議案書・報告書等についてはサイドボックスの事前配布資料というフォルダに搭載いたします。一番下の会議録はその他資料というフォルダに、その一つ上の一般質問通告書は皆様から提出された質問の通告をまとめて出来上がったものでございまして、これも事前配布資料フォルダに搭載いたします。その他、定例会の初日から最終日まで議場で配布している文書につきましては、それぞれ第1号から第5号までのフォルダに搭載いたします。搭載するフォルダにつきましては本年の第1回定例会においても同じように搭載しておりますので、既にご覧いただいていると思います。説明は以上でございます。

○海老原委員長 皆様、ご意見等はございますか。

○勝田委員 この件は了承いたしました。ペーパーレスにしようということでは舵を切ってそれを実行しているわけですけど。移行期は事務局の方で大変だったと思うわけですが、それによってペーパー資料をここまで削減できたとか、逆にこれはマイナスだったとかの評価ですよ。ペーパーレス化の。この流れというのはこのまま行くと思いますが。

○天貝事務局次長 今勝田委員のお話でペーパーレスの評価ということでございます。事務局で考えるのは、現物として紙をどれだけ削減できたのかは2つあると考えておりまして、皆さまに実際に配布するものはどれだけ削減されたのかということと、それに至るまでには差し替えが何度かありますので、そういったものも含めて計算していく必要があると思うんですけど、どのタイミングになるかわかりませんが、またどれだけ正確に算出できるかわかりませんが考えていきたいと思っております。もう一つがペーパーレス化による効果ということになりますと、差し替えがあった場合とかの人件費として計算されるものの点もありますので、どこまで算出できるかわかりませんが考えていきたいと思っております。それと逆にデメリットというところもあるかと思っております。事務局の方でまだ慣れていないというところもありまして、搭載するための時間ですとか、これまでに無かった作業が出てきていますので。まあ慣れてくればというところもありますけど、そういったところも考えていかなければならないと考えております。以上です。

○吉田(博)委員 これはタブレット化するに当たりいろいろ視察とか勉強会をやってきたけど、紙ベースにすると紙代はいくらでもないんだよな。どこのやつを見ても。紙代が相当安くなるという感覚は無い。皆に知ってほしいんだけど。それじゃなくてその他の面で危機管理とかね、議会の防災とか。紙の部分はそんなに気にしなくていいや。なっていないから。効果的には。それは当初からそういう議論は消えたから。

○海老原委員長 今後委員会資料は。

○天貝事務局次長 今までも併用期間ということで当然委員会資料も入っていましたけど、それはもちろん今後も続けていくということであります。5月末の事前委員会まで

は併用ということになりますけど、定例会に入りましたら全てペーパーレス化となりますので。

○海老原委員長 そうするとここには入っていないんだよ。文書の配布方法一覧に含まれていないので。

○天貝事務局次長 申し訳ございません。ここには記載が無いのですが同じようにペーパーレス化となります。

○海老原委員長 それはあとで追加してくれるのかな。

○天貝事務局次長 全協でもご説明いたしますので、追加したいと思います。

○吉田（博）委員 そうすると議運のあとの配布はなくなるわけだな。

○天貝事務局次長 今回から、6月定例会からなくなります。今日の議運は臨時会の議運ですので今回は歩きます。次回の6月定例会の議案配布はなくなります。

○吉田（博）委員 ということは3月議会の会議録とかここに入るとのことだろ。

○天貝事務局次長 そうなります。

○吉田（千）副委員長 本日のこの資料はいつあがりますか。サイドブックスの方に。議運のが。

○天貝事務局次長 おおむね30分前にはアップしたいと考えております。

○吉田（千）副委員長 全員に掲載するのはいつになりますか。

○天貝事務局次長 議運の資料ですので、個人情報とかが入っていたり、若しくは秘密会に相当する案件があった場合には、これを各議員にオープンにしてしまうという支障も出てまいりますので、委員会が閉じたあと個人情報等がなければその日のうちくらいには公開するという手続きをしたいと考えております。

○海老原委員長 その他、ございますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおりいたします。次に、協議事項7の年間を通じた服装調節について協議をお願いします。

○天貝事務局次長 資料8をお願いいたします。これは執行部の方で全庁的に職員の服装のルールを定めた際の周知文書でございまして、これまでの運用と変化がありますので、これを機に議会における服装の運用についても改めてご協議をお願いするものでございます。この通知文の1の服装調節の内容で、1行目後半から記載の通り、社会通念上軽装が適当でないと認められる場合を除き、執務室及び会議室の室温に応じて服装を調節することとし、年間を通じて職員各自が上着及びネクタイの着用を判断できるものとし、5月から10月までは原則上着及びネクタイを着用しない運用がされているところであります。なお、2のその他留意事項に記載のとおりポロシャツでの執務は認めているもののTシャツやノースリーブは認められておりません。また、3で軽装が適当でないと認められる場合の運用例として基本的な考え方が示されております。これは、こういった場面かと申しますと、職員以外の者が出席する会議等ということで、当然議会もこれに当てはまるものと思われまして。ここでは審議会を例として挙げておりまして、5月から10月の期間は上着着用のノーネクタイでの運用をしているもので、特に審議会の場

合は大学の先生方などをお願いして来ていただいている手前、上着着用としている例が多いとのことでありまして、人事課に確認したところ、これはあくまでも運用の例として挙げたもので、必ずしもこれと同じ運用を求めるものではない、とのことでありました。また、3番の項目にある「軽装が適当でない」の「軽装」とは何を指すか確認したところ、通常の執務中に認められているポロシャツは軽装に該当し、その他の服装につきましても市民が不快に思うか否かが判断基準になるということでありました。それから、11月から4月の期間につきましても、上着とネクタイ着用が基本的な考え方とされておりますが、これにつきましても、議会内でも概ね定着しているものと思われまます。これらを参考に本会議及び委員会における服装について改めてご協議をお願いいたします。なお、議会における実際の運用で上着着用を求めますと、経験上、一部の議員からエアコンの設定温度を下げるよう言われるケースがございまして、下げると逆に傍聴者から寒いと言われるケースが往々にしてあることから、上着着用は各自の判断とした方が、運用上よろしいかと事務局では考えてございます。

○海老原委員長 いかがでしょうか。

○塚原委員 職員の方はネームプレートを持っているんですけど、議員がネームプレートの役目をするのであれば議員バッジとなるんですけど、仮に上着を着ない場合はワイシャツに付けるものなのか、バッジが付いた上着を持って議場で脱ぐのかその辺をお伺いできればと思うんですけど。ただワイシャツだけ着てきたらわからないというところがありますので。

○吉田（博）委員 別に今まで問題が無いのだからポロシャツで良いだろうよ。

○鈴木委員 前にアロハがあったよね。

○吉田（博）委員 アロハはないなあ。

○海老原委員長 ポロシャツはあったけどね。

○鈴木委員 皆で同じものを着るとか。

○吉田（博）委員 今までどおりで良いだろうよ。

○塚原委員 バッジは。ポロシャツに付けてくる人もいるでしょうけど。

○吉田（博）委員 基本的に本会議はバッジを付けていないとだめなんだよ。

○海老原委員長 ポロシャツをどうするかということだと思っんですけど。

○吉田（博）委員 ポロシャツどうのこうのというよりさっきあった市民に不快に思われないうことじゃないか。

○天貝事務局次長 ひとつの考えとして、市民がその服装を見て不快に思うか否かが判断基準のひとつだと思われまます。

○吉田（博）委員 不快に思わないという服装で良いだろうよ。それでいいだろうよ。

○吉田（千）副委員長 市民が不快に思うか思わないかその辺がわからない。できれば本会議の中は上着着用とし、バッジを付けていただくという。普段は規程のポロシャツというのは良いのかなと思うんですけど。本会議場は上着を着けるという。ただ、中は暑い状況にあっては脱ぐということだ議長の方から一言添えていただければなと思うところはあります。

○天貝事務局次長 ポロシャツとか執行部の方では軽装と考えていることに対して議会内で認めるということになりますと、執行部の方もそれに引きずられてポロシャツを認めるという方向になっていくだろうと思うんですけど、その辺も含めましてご協議いただければと。

○吉田（博）委員 執行部はだめだよという考えもあるだろう。

○鈴木委員 つちまるポロシャツであれば執行部は良いのかな。

○天貝事務局次長 どういったポロシャツが良いというわけではなく、軽装がポロシャツだということですので、つちまるでも同じ見解となります。

○鈴木委員 我々が本会議場で上着を着るかどうかというのはさほど。職員の方にポロシャツを着せないとなってくると職員は大変じゃないのかな。外に出る人もいるし。

○天貝事務局次長 軽装が適当でないという運用例として、会議等を指しておりまして、今現在でも職員の方ではそういった運用をしております。外部の方がいらっしゃる様な会議ですとか、当然議会もそれに当てはまると思いますけど。職員はワイシャツと上着は各自判断と運用されていますので、外に出るような職員は別と認識していただければ。

○吉田（博）委員 去年の夏、ポロシャツを議員も執行部も着ましようと思ったろう。国体ポロシャツ。

○天貝事務局次長 国体のポロシャツということで、市民に認知度がなかなか低く盛り上がり欠けていたということから、議会でもポロシャツを着てPRに一役かかっていこうということになったかと思います。

○吉田（博）委員 ただのパフォーマンスだよ。あんなものは。そうやってきたことがあるんだから良いだろう。委員長決めなよ。

○鈴木委員 結局本会議場でポロシャツを着て良いかどうかということになっちゃった。何で急に服装の話が出てきたのかな。なんか市民から議員の服装に対してクレームでもあったからこういう話になったの。

○天貝事務局次長 今回のこういった文書が出たのは今までなかったんですけども出てまいりまして、一番下に記載のとおり軽装が適当でないものはどのようなものなのかということ人事課に聞いたところこのように出てきたものですから、改めてご協議した方がよろしいかと思って、今日諮っていただきたいというシナリオを。

○鈴木委員 今世の中は温暖化防止とかでクールビズに向かっているときに、あえて逆行することをやるの。それを話し合っているのでしょ。今は。クールビズというのが前提とすると、職員はしょうがないけど、議会までは関係ないんじゃないのかな。逆にクールビズに対する取組はどうなんですか。

○海老原委員長 ポロシャツイコールクールビズではないと思います。

○鈴木委員 本会議場に皆が上着を着てきたらクールビズじゃないでしょっていわれませよ。そのときにどう答えるのか。そのときにうちの議会はクールビズをやりませんと。市民の方に不快を与えないような服装でやることに決めましたので、全員上着を着用してますと答えが用意されていてやるのか。市民の意見だって多様なんだから、土浦市議会はクールビズをなぜやっていないんだという人もいれば、逆の人もいると思いま

す。

○勝田委員 再度確認なんですけど、市民から何かクレームがあったとかがあったので人事課に照らし合わせたのかな。

○天貝事務局次長 特に市民からそういった意見は聞いておりません。軽装が適当ではないというのが市役所の中で示されたので。今まで示されてなかったんですね。今回初めて示されたので、議会でも改めて決めた方が良くかと思っって今回出しました。

○吉田（博）委員 議会は別だよ。クールビズ。

○勝田委員 私もそう思います。というのは、具体的にポロシャツの話になっていると思うんですね。議会でTシャツというのはさすがにというのはあると思うんですが、ポロシャツに関してはそれぞれの意識にお任せして、もし市民が見て、それがだらしがないと思えば、議員がご自身の批判を受けるだけです。それを皆さんで規制するのは私はないのかなと思います。あまりにも議会として困ったということが発生した場合には必要なんですけど。

○海老原委員長 皆さんのご意見を伺っておりますと今までどおり。ただ本会議は上着着用ですか。本会議をどうするか。

○吉田（博）委員 いいよ。クールビズということで。後は個人に任せろよ。

○海老原委員長 今までどおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○海老原委員長 ではこれまでどおりといたします。確認ですが5月から10月はクールビズ。11月から4月は上着着用、ネクタイ着用ということでさせていただきます。では事務局からその他ありますか。

○天貝事務局次長 特にございませぬ。

○海老原委員長 なければ、以上ですが、本日の資料は、各議員にこの後、非公表とするものはありますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 なければ、すべての資料を公表とさせていただきます。

○海老原委員長 それでは、以上を持ちまして議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。